

設備導入をご検討中の企業様へ

生産性が向上する設備を導入された場合に受けられる優遇措置があります。ご存知でしょうか？

「先端設備等導入計画※1」の認定で

固定資産税が3年間1/2 または5年間(4年間)1/3

「経営力向上計画※1」の認定で

即時償却または税額控除

▶ 優遇措置例

	経営力向上計画	先端設備等導入計画
固定資産税の特例	なし	1/2 または 5 年間(4 年間)1/3 ※2
法人税の特例	即時償却または税額控除	なし

※1 各種優遇措置を受けるためには、原則、設備取得前に認定を受けておく必要があります

※2 地方税法に基づき、市区町村が定める割合となります

支援内容	計画名	経営力向上計画 申請支援(A類型)	先端設備等導入計画 申請支援
計画書作成支援		○	○
訪問相談・ヒアリング(1~数回)		○	○
計画書提出～認定までのフォロー		○	○
支援費用 (税別)		80,000 円	100,000 円

株式会社 経営空間研究所 宛 (☎ info@keieik.com)

〒700-0023 岡山市北区駅前町 1-8-1

岡山新光ビル 5F Samurai Square (コワーキングスペース/サムライスクエア)

http://keieik.com/

「ものづくり補助金」「事業再構築補助金」

採択後支援申込書

貴社名	フリガナ		
ご住所	〒		
所属部署/役職			
氏名			
電話		携帯電話番号	
自由記載欄			